

7 目標を達成するための施策・事業

(1) 幹線公共交通ネットワーク構築のための体制整備

① 幹線に求められる役割や維持・確保の方針の設定

概要

県内の公共交通ネットワークの骨格を主に担う、幹線的な鉄道・バス路線等の役割や維持・確保の方針について、県・市町村・交通事業者等各関係者の共通認識となる考え方を定める。

具体的な内容

■本県における幹線公共交通ネットワークの考え方（P69の再掲）

< 1 > “拠点” の設定

商業、文教、医療、行政、金融といった、生活に必要な各機能を有する施設の集積状況や、公共交通の乗降者数、各市町村の地域公共交通（網形成）計画における位置づけやアンケートの回答等を基に、地域の“拠点”となる地点を設定。

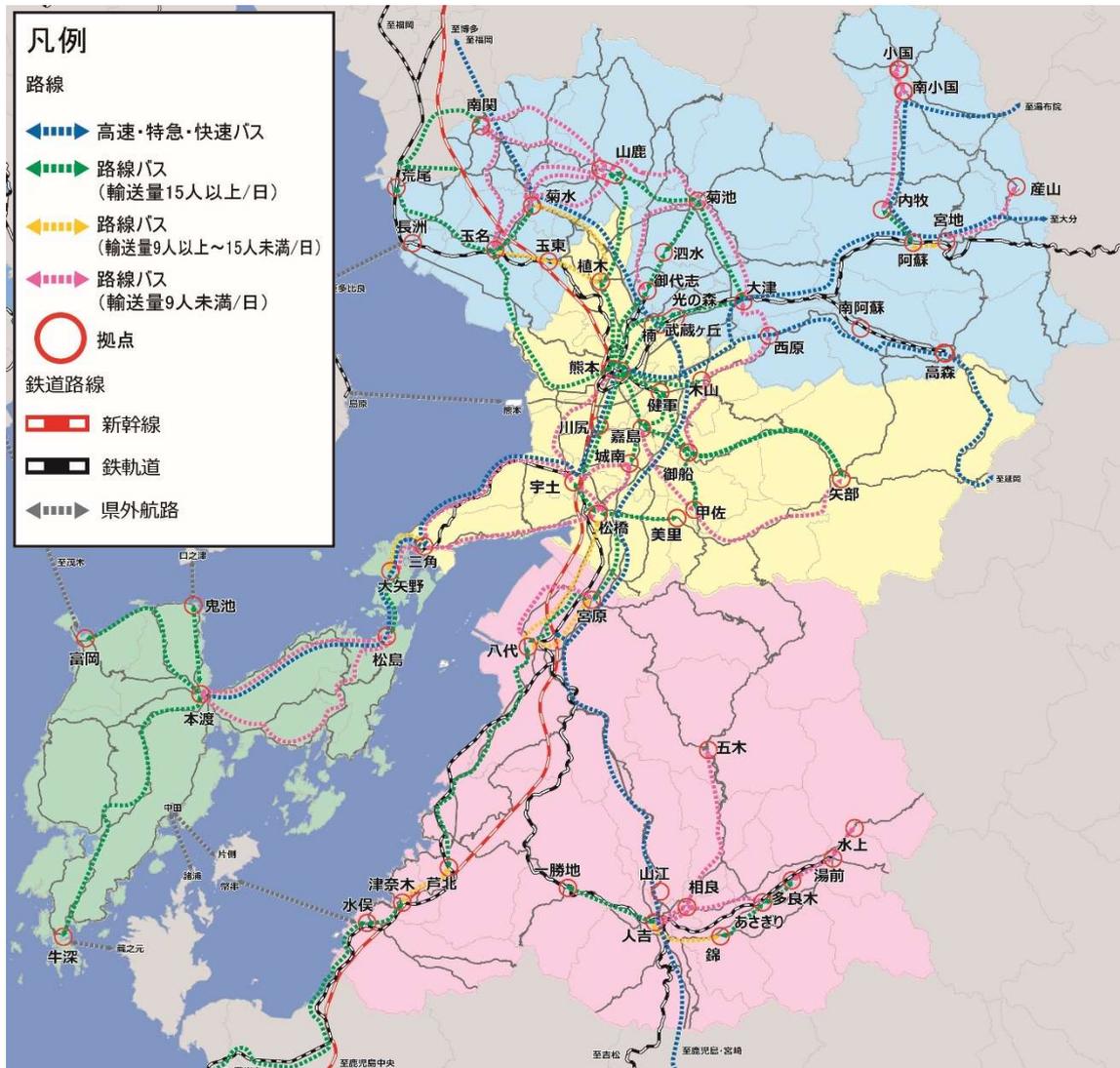
※各市町村に、少なくとも1つは“拠点”が存在するよう設定。

< 2 > “幹線公共交通ネットワーク” の設定

①鉄軌道、②高速・快速バス、③路線バスのうち、< 1 >で設定した拠点を複数連絡する路線を“幹線公共交通ネットワーク”を構築する路線として抽出し、その機能や利用状況等を基に、以下のとおり役割及び今後の維持・確保の方針を設定する。

交通機関	役割	維持・確保の方針		
① 鉄軌道	大量輸送性、定時性、速達性等の強みを活かし、“幹線公共交通ネットワーク”の主要な骨格として、近距離・遠距離にかかわらず、拠点間の幅広い輸送を担う。	各事業者の成り立ち等の違いに応じて、県や関係市町村等が必要な支援を行いながら維持・確保を図る。（財政的な支援に限らず、地域の資源として鉄道を利活用する取組については、路線を問わず自治体が積極的に取り組む必要がある。）		
快速バス・② 高速バス	速達性や安価な運賃等の強みを活かし、比較的遠距離の拠点間を連絡する輸送を担う。	主に、事業者の自助努力等により維持・確保を図るが、県内の拠点間を連絡する路線（区間）については、必要に応じて、行政も連携した維持・確保のあり方を検討する。		
③ 路線バス	県内のほとんどの地域をカバーする路線網を活かし、県民に最も身近な幹線交通手段として、生活に密着した拠点間の輸送を担う。	1日当たりの輸送量	15人以上	国・県による支援を中心に維持・確保を図る。
			9人以上～15人未満	県・沿線市町村の支援を中心に維持・確保を図る。
			9人未満	沿線市町村の支援により維持・確保を図る。利用実態によっては、必要に応じてダウンサイジングを検討する。

■幹線公共交通ネットワーク図



※地域公共交通確保維持事業に係る幹線系統一覧は P80、P81 参照。

実施主体とスケジュール

実施主体	スケジュール				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
熊本県	★ 計画策定	必要に応じて見直しを検討 (※協議会の場において関係者で協議を行いながら検討)			

■地域公共交通確保維持事業に係る地域間幹線系統一覧

実施主体	系統名	事業許可区分	運行態様	補助事業の活用
熊本バス(17)	直行線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	砥用線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	辺場・甲佐線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	御船・甲佐線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	健軍・砥用線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	健軍線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	健軍・イオン線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	宇土線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	松橋線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	画図線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	乙女線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	中病・イオン線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	江津・イオン線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	セイラ・イオン線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	城南・志導寺線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	健軍電停・イオン線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	田迎・城南線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
産交バス(12)	健軍・東無田經由 熊本・御船線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	河内經由 熊本・小天線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	植木・大倉經由 熊本・玉名線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	菊池經由 山鹿・大津線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	労働庁舎・鬼池港經由 本渡・富岡線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	セントラル病院經由 本渡・鬼池線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	一町田中央・久玉經由 本渡・牛深線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
	桜山經由 玉名市役所・荒尾線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助

実施主体	系統名	事業許可区分	運行態様	補助事業の活用
産交バス(12)	堅志田經由 松橋・砥用線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	日奈久經由 八代・田浦線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	道尻經由 阿蘇環状線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	テクノ団地經由 熊本・高森線	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
熊本電気鉄道 (1)	377 新地団地線 (合志市役所)	4条乗合	路線定期運行	幹線補助 車両減価償却費補助
西鉄バス大牟田 (4)	西鉄大牟田営業所～大牟 田市立病院・上町～庄山	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	西鉄大牟田営業所～延命 公園動物園前・大牟田市 立病院・新大牟田駅～南 関町役場	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	荒尾駅～右京町～ 大牟田駅～久福木団地	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
	荒尾駅～天領橋～大牟田 駅～高泉団地～三池中町	4条乗合	路線定期運行	幹線補助
南国交通(1)	水俣線 (佐瀨口・水俣車庫線)	4条乗合	路線定期運行	幹線補助

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項に掲げる事項を具体的に記載した書類は別紙のとおり。